

品質衛生管理水準判定の実施について

日頃より、大日本水産会関係事業にご協力いただき、お礼申し上げます。

平成21年度水産庁補助事業「水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業」における事業の一環として、加工場における衛生管理の向上を目的とした「品質衛生管理水準判定」を実施しております。

本事業は加工場の方に「やってみよう！水産加工場の品質衛生管理レベル自己判定チェックシート」を用いて工場の衛生管理水準を自己判定していただき、その後、大日本水産会が派遣する衛生管理の専門家が現地に出向き加工場の衛生管理レベルをチェックし、助言などを行うものです。

チェックシートは一般的衛生分野とHACCP分野に分かれています。一般的衛生管理分野ではレベル1から4まで分かれており、レベル1が品質衛生管理への意識付けと取組、レベル2～3が一般的衛生管理事項の点検、レベル4が一般的衛生管理点検の記録付けとなっています。

また、HACCP分野ではレベル5から7まで分かれており、レベル5がHACCPの準備段階、レベル6がHACCPへの取組と計画、レベル7がHACCPの導入となります。レベル8になりますとHACCP導入に向けての外部審査の受入準備段階となっております。

本事業については、加工場の経費負担はありませんので、HACCP導入検討の有無にかかわらず本事業を活用し、更なる衛生管理への取組に役立てられてはいかがでしょうか。関心のある方は品質管理部（担当：石川、山崎）までご連絡ください。

(TEL 03-3585-6985、FAX 03-3582-2337)

< F A X 返信 >

(社)大日本水産会 品質管理部 宛

(担当：石川、山崎)

FAX 03-3582-2337

衛生管理水準判定実施申込書

1. 名称（会社名等） ・ 製造品目

2. 担当者所属・名前

3. 住所、電話、FAX 番号

4. 実施希望時期

(注) 要請者は、加工団体又は中小企業に該当する水産加工業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）とします。

* 申込みがありましたら、「やってみよう！水産加工場の品質衛生管理レベル自己判定チェックシート（詳細版第2版）」をお送りします。